

これまで消費税の納税を免除されてきた小規模の事業者に新たな税負担がのしかかるインボイス(適格請求書)制度の導入中止を求め、歯が広がっています。同制度は自民・公明政権が消費税を10%に引き上げた際(2019年)、増税から4年後の23年10月からの導入を決めました。実施が迫るにつれて負担増の影響を受ける人たちの深刻さが浮き彫りになっています。コロナ禍や物価高で打撃を受けた人たちに追い打ちをかけることは許されません。

### 「シルバー人材」を直撃

業者は客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引いて納税します。いま帳簿で持っている税の計算を、インボイス

## 主張

### インボイス負担増

スを使って納税することが義務づけられます。

年間売り上げが1千万円以下は免税業者とされ、インボイスを発行する必要はありませんが、規模の大きな取引先の課税業者からインボイスを求められれば、断るのには困難です。インボイスを発行す

ンスや個人事業主などの働き方の人たちには大きな問題です。

たとえばシルバー人材センターです。会員は請負などの契約で働いていきます。消費税法上は「事業者」と扱われています。シルバー人材センターの利用料には消費税

事務負担からも経済負担からも、とてもインボイスを発行する課税業者になることはできません。

センターは仕入れ税額控除ができません。センターの負担で消費税を納税することになります。新たな税負担は全体で200億円になることを政府も認めています。全国のセンター

人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと考えられます。センターにとって

は、新たな税負担はまさに運営上の死活問題(北海道伊達市議会)などと訴えています。

## 「死活問題」の声が聞こえぬか

数はおよそ1800カ所なので1カ所あたりの税負担は1500万円になります。全国の自治体からは、インボイスのもとは、センターの経営が成り立たないとの異議をとなえる意見書が相次いでいます。昨年は100弱だったのが、いまでは242件に広がっています。

### 消費税率を5%に

る業者は免税業者となれないので、売り上げが数十万円であっても売り上げにかかる消費税を支払わなければならなくなります。取引ごとのインボイスの発行や7年間の保存などの事務負担に加えて、消費税の負担が増えるのしかかってきます。いわゆるフリーラ

現在は、収入であるセンターからの配分金が月3万~4万円と少額であるため、会員は免税業者の扱いです。インボイスが導入された場合、課税業者であるシルバー人材センターが消費税を負担するか、会員が課税業者になるかを追

各地の意見書では「形式的に個

政府はインボイス導入の口裏に税率の違いを上げますが、現在も8%、10%で納税がおこなわれており、理由になりません。消費税の引き上げとコロナ禍で傷ついた日本経済を立て直すための消費税率5%への引き下げとを、インボイス制度はやめるべきです。